



Title	ロシアの村落穀物備蓄制度 : 1864-1917年
Author(s)	松里, 公孝; Matuzato, Kimitaka
Citation	スラヴ研究, 42, 61-85
Issue Date	1995
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5234">https://hdl.handle.net/2115/5234</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113388.pdf



# ロシアの村落穀物備蓄制度：1864—1917年

松里公孝

## 第1節 問題の所在

### 〈「健全なる経営者」と集団主義的備荒制度〉

革命前ロシアの農村における飢饉対策の根幹をなしたのは、村落穀物備蓄制度であった。この制度は従来全く研究されてこなかったもので、読者の認識が『獵人日記』の「郷土オフシャニコフ」の章の一エピソードを思い出す程度であったとしても不思議はない。そこでは、村落穀物備蓄の管理状況をめぐる「お役人」の恣意的な干渉が描かれている。

いま、著者の手元に、国有地農民村の穀物備蓄の管理をめぐって大蔵省が1833年に出した規則がある。やや長くなるが、訳出してみよう。村落穀物備蓄からの穀物貸与は「実際にそれを必要としている国有地村民にのみ」行なわれる。実際の困窮者の数を確定するために、農民裁判所(zemskie suda)から「判事およびその候補」が派遣される。彼らは自分に割り当てられたすべての国有地村を巡回し、「それぞれについて、現場において自分の目で」困窮者を確定する。この任務を果たすために、当該村に到着した「官吏」は、郷長とともに、(政府からの援助以外に頼るもののない困窮者を確定するために)「古老」を何人か選出するように村会に命ずる<sup>(1)</sup>。

派遣された官吏は、個々の農家の困窮度を示す資料を「現場で」確認して、「困窮家族名簿」を作成する。その際、政府からの援助に頼るしかない困窮者、つまり「手工業による稼ぎ、余剰家畜の販売、賃労働」など他の救済手段がない者だけを名簿に含めるよう留意する。さもなくば、農民の勤労意欲を殺いでしまうだろう。「賃労働」による救済については、「公共労働」(こんにちで言えば、失業対策事業)の組織化、パスポート発行の簡便化(出稼ぎ奨励)などの措置が政府によりとられているので、それを農民に周知徹底する。穀物貸与の申請者に対しては、「あれこれの貸付を受ければ受けるほど、深刻な必要なしに受け取った貸与穀物の返却で首がまわらなくなるだろう」ということをよく言い含めなければならぬ<sup>(2)</sup>。

帝政末期ロシアを研究する者を驚かすのは、この60年後、70年後、80年後に、ほとんど同じ内容の命令が、県ゼムストヴォから郡ゼムストヴォへ、また内務省・県知事からゼムスキー・ナチャーリニクに向けて発されていることである。援助の個別性の原則、監督者は現地に出向いて個々の穀物貸与を監視すること、貸与以外の援助をできるだけ追求すること等である<sup>(3)</sup>。

相違点は、1833年の規則では「官吏」や農奴主が穀物備蓄を直接に管理することになっていたが、大改革後は穀物備蓄の管理そのものは農村共同体に委ねられ、「官吏」はそれを監督するという建前になったことである。制度の正常な運営の前提とされていた家父長の

権威も、大改革後は失墜する一方であった。これらの変化は、村落穀物備蓄の管理をいっそうだらしくする方向で作用しただろう。

約 80 年の間隔をはさんで同じ原則が強調されなければならなかったという事実は、「帝政下の農村行政とは、何と労多くして功少ない営為だったのか」という慨嘆を、現代の観察者に呼び起こすだろう。しかし、事態はそれほど停滞的なものではなかった。農奴制の廃止後、旧私有地村のみならず旧国有地村の多くでも、農民による備蓄穀物の恣意的取得によって、村落穀物備蓄制度はいったん消滅したのである。その再建をめざす様々な試みが行なわれた後に、帝政末期には、ようやくかつての国有地村と政策を比較しうる程度の管理水準に達したと理解するのが妥当だろう。

農奴解放は、行政面においては、キセリョーフ改革で国有地農民に対してとられた諸措置を私有地農民（農奴）にも拡大する試みだった。つまり、私有地農民行政を国有地農民行政の水準にまで引き上げることを目指したのである。しかし、全般的傾向として現出したのは、旧国有地村行政が旧私有地村行政なみにだらしくなることであった。帝政末期に至ってようやく、農民行政をかつての国有地村において目標とされていた水準に引き上げること、新たな用語法によれば、「健全なる経営者 (krepkie khoziaeva)」を基盤とした「法治主義」を実現することが現実的な課題となったのである。

もちろん、みぎの説明はきわめて単純化されたものである。しかし、「いま自分たちが行なっていることは、キセリョーフ改革で始められた環を閉じる（完成する）作業である」「人の更生を課題として始められた改革（キセリョーフ改革）を、人の更生を課題とする改革（フートル化）によって完成する」という歴史認識は、ストルイピン改革期の土地整理農業総庁官吏に共有されていた。そもそも、土地整理農業総庁は、1837 年の国有財産省の設置を自省の起点とみなしていた。その設立 75 周年 (1912 年) の記念出版物において、次のように述べられた。

この記念日（設立 75 周年）の最大の特徴は、我省の仕事の最初の環と最後の環が接近しつつあることである。こんにちの土地整理と移民事業は、農民を更生させる偉大な事業のいわば完成であった。それは、……国有財産省の最重要の課題のひとつは国有地農民の生活様式の改善であると考えられていた頃、すなわち我省の 75 年間の歴史の起点を想起させた<sup>(4)</sup>。

以上のスケッチが含意するところは何か。19 世紀から 20 世紀にかけてのロシアの農村行政は、自立能力ある健全な中農経営を育成すること——前世紀の用語法では「後見 (popechitel'stvo)」——を課題としていた。帝政下の農民行政の目標は「プロシアの道」でも「アメリカの道」でもなく、「フランスの道」だったのである。その目標を達成するためには、農民の精神的な自立、つまり道徳的なファクター（勤労意欲、自立自助の精神、一定の文化水準など）が重要であるとされた。ところが、このような精神的な自立は、——ストルイピン時代を除けば——西欧的な私的所有の苗床でのみ育成されるとは考えられなかった。むしろ、村落穀物備蓄のような集団主義的な制度を、農民の自立性を涵養する方向でいかに運営するかが問われたのである。

### 〈制度史の概観〉

村共同体による穀物の備荒貯蓄という発想はプリミチヴなものであり、私たち日本人には、「寛政の改革」における義倉制度がすぐに想起される。明・清朝期中国においても、社倉・義倉という類似の制度が存在していた。おそらく、これは近世国家に普遍的に見られる制度であろう。ロシアの特殊性は、それが1917年まで存続し機能し続けたことにある。

国有地農民については政府の責任において、農奴については農奴主の責任において、村共同体ごとに穀物備蓄を行なわせる制度が成立したのは18世紀後半であった。ナポレオン戦争後の混乱期、一時的に、現物備蓄から金納による食糧資本の形成へと政策の力点が移されたが、1833年飢饉に際して後者のシステムが十分に機能しなかったために、1834年には、再び現物備蓄に重点を置く「食糧規程」が皇帝によって裁可された<sup>(6)</sup>。この「規程」は十月革命まで実効力を有した。

大改革後、備蓄穀物の管理責任（穀物の備蓄ならびに困窮農民への貸与・取立）は農民共同体に負わされた。制度の重点は現物備蓄に置かれたが、共同体は、金納化（食糧資本形成）を選択することもできた。1864年のゼムストヴォ導入と同時に、ゼムストヴォが村共同体の食糧事業を監督するものとされた。なお、より上位には県食糧資本と帝国食糧資本が形成され、下位の食糧ファンドでは救済に足りない場合に貸し付けられるものとされた<sup>(6)</sup>。ゼムストヴォには共同体の食糧事業の監督を可能とするような行政手段がなく、また然るべき関心もなかったため、村落備蓄穀物は、農民の恣意的取得によって大改革後の十年間に事実上消失した<sup>(7)</sup>。

1860年代末から制度再建の方策がとられ、ゼムストヴォの監督権の一定の強化、アドミニストラーツィヤ（県知事を頂点とする地方の国家官僚制、以下、「県当局」と訳す）の側からの監督の提唱、安易な金納化の制限などがなされた。1900年に導入された「食糧臨時規則」は、貸与穀物返済についての共同体の連帯責任制を廃し、また、農民共同体の備蓄管理への監督権をゼムストヴォから剝奪して県当局に与えた<sup>(8)</sup>。ストルイピン期においては1834年「食糧規程」の抜本的改正案が準備されたが、実現されないままに帝政は崩壊した。

### 〈本稿の課題〉

本稿の第一の課題は、冒頭においてすでに触れられた。従来のロシア農民研究は、一方で個人農を近代的な自立自助の担い手と考え、他方で共同体農民を伝統的、家父長的、牧歌的な平等主義の担い手としてロマン化してきた。価値的にいずれを是とするかにおいて違いがあっても、「個人農＝自立自助、共同体＝平等主義」の固定観念は、多くの研究者に共通していた。

すでに概念操作の次元で、この固定観念は奇妙である。「集団主義＝（社会主義的）平等主義」といった等号が成り立たないことは、資本主義発展の歴史そのものが示している。こんにちのロシア連邦を支配しているバザール経済のような、よほど原始的な小規模資本主義の段階を除けば、資本主義発展の要は「いかに集団を動かすか」という問題になるのではないか。「合理的な農民」（キャシー・フライアーソン）は、共同体と矛盾するものではない。ロシア農村の現実を少しでも知る者ならば、「共同体は、社会主義的飛躍の基盤た

りうるか」などという空想的な問いではなく、「共同体は、資本主義発展の基盤たりうるか」という問いを立てたであろう。

最近、「共同体＝平等主義」という固定観念を批判する研究が現われ始めた。パーヴェル・ズィリャーノフによる共同体の土地割替の実態分析がその例である<sup>(9)</sup>。本稿は、村落穀物備蓄という、農民の集団主義を典型的に表現する制度を、農民がいかに個人主義的に、がめつく利用したかを明らかにすることを通じて、この方向を発展させる。

この第一の課題は、村落穀物備蓄制度の一世紀半に及んだ生命力の根源をも示唆するであろう。共同体単位の飢饉救済手段は、貨幣経済の普及と交通の発達によって意義を失いそうなものである。なぜ、村落穀物備蓄制度は1917年まで存続しえたのか。それは、発展しつつある資本主義にそれなりに適応したのではないか。村落穀物備蓄制度の資本主義への適応のあり方は、共同体そのものの資本主義への適応可能性を示唆するのではないか。これらを明らかにすることが本稿の第二の課題である。

本稿の第三の課題は、歴史学の方法論に関わっている。著者は、別稿において、近代化というものを「近代化エリートの価値体系が前近代的な民衆を教化してゆく過程」として放射線イメージで捉えるのではなく、「近代化エリートの価値体系と民衆の前近代的な価値体系とが相互作用する過程」として集塊イメージで捉えることを主張した<sup>(10)</sup>。この観点からは、村落穀物備蓄制度が、農民共同体、ゼムストヴォ、県当局というロシア農村行政の三要素が関与する制度だったことが重要である。三要素それぞれの集団精神・法意識が、この制度の運営実態と改革構想に反映されたのではあるまいか。本稿は、村落穀物備蓄制度が、共同体、ゼムストヴォ、県当局の集団精神のせめぎあいを通じて、いかに近代化されていったかを分析する。

本稿の第四の課題は、村落穀物備蓄制度の改革過程を分析することによって、ゼムストヴォと県当局の分業のあり方を考察することである。ロシア地方行政の研究史においては、「ゼムストヴォ＝進歩、県当局＝反動」という対立モデルが批判されて久しい。しかし、ゼムストヴォと県当局の間関係が対立ではなく実務的分業を基調としていたとするならば、どのような原則に基づいてその分業関係が律されていたのかが、具体例を通じて明らかにされなければならないだろう。

## 第2節 村落穀物備蓄制度の実態

まず、同時代の近代化エリートが抱いていた村落穀物備蓄制度の否定的イメージが実態に合致していたかどうかを検討しよう。同時代人は、第一に、備蓄穀物の貸与という救済方法が、「社会的労働」の組織化（失業対策事業）、ゼムストヴォによる食糧調達とその廉価販売などの他の飢饉救済手段に比べて消費主義的なものであり、その結果、生産力の増大という根本課題から農民の目をそらしていると批判した。第二に、備蓄の運営が共同体に任されているために、飢饉時の穀物貸与にあたっては、当該農家がどの程度困窮しているかにかかわらず、「頭割り」に貸与がなされていると批判した。この二点について検討しよう。

### 〈備荒貯蓄か端境期対策か、消費主義か生産主義か〉

村落の穀物備蓄が現実に果たしていた役割は、法規が規定していたような備荒貯蓄とは異なっていた。たとえば、トヴェーリ、ヤロスラヴリなどの非黒土地帯の工業・手工業諸県においては、通常の収穫年においても発生する春・夏の穀物枯渇の際に穀物が貸与される例が多かった<sup>(11)</sup>。モスクワ県ゼムストヴォ参事会は、1900年における村落穀物備蓄監督権のゼムストヴォからの剝奪に抗議して、同備蓄は例外的な不作年における住民救済のためではなく、毎年春の播種用穀物として、また夏に生ずる穀物不足の際の食糧として利用すべきであると述べたが、これは制度の実態を反映した意見であった<sup>(12)</sup>。1904年、サラトフ県知事は、同県のドイツ人移民が、翌春の播種用小麦を村落倉庫に毎秋収納している例を紹介している<sup>(13)</sup>。以上の例が示すように、穀物貸与の目的は、飢饉救済に限定されなかった。

収穫が例年並みかそれ以上であった1889、1890、1893、1896年についての統計によっても、村落倉庫からだけで年平均2,400万ブード（約39万トン）、県・帝国食糧資本からの借入金で調達された分を含めれば年平均3,200万ブード（約52万トン）の穀物が貸与されていた<sup>(14)</sup>。通常の収穫年における莫大な量の穀物貸与は、村落穀物備蓄制度が、端境期対策・種子備蓄をはじめとした農民の恒常的な生活過程に組み込まれていたことを反映していた。これは種子備蓄においてとりわけ顕著であり、それは「生産信用の一種」であると正当にもみなされていた<sup>(15)</sup>。

### 〈頭割りか、「私的所有権」か〉

備蓄穀物の「頭割り」貸与として同時代人に理解されていた行政過程は次のようなものであった。すなわち、穀物が貸与されるためには、村参事会が作成した困窮者名簿が村会の取り決め（prigovor）によって認証され、さらにそれが上位機関——1900年「臨時規則」以前は郡ゼムストヴォ参事会、それ以後はゼムスキー・ナチャーリニク——によって点検される必要があった。村会の取り決めを媒介する結果、通常、困窮者名簿には共同体成員のほとんどが名を連ねることになる（さもなくば取り決めが結ばれない）。上位機関の点検も、一機関が管轄する人口があまりにも巨大であるため、形式的なものにならざるをえない。結果として穀物の貸与対象は困窮者に限定されず、パラマキの結果として債務が堆積し、村落備蓄のみならず県や帝国の食糧資本の収支状況も悪化している。

このように理解された村落穀物備蓄の運営は、当然のことながら、近代化エリート——県当局官吏であるか、ゼムストヴォ活動家であるかを問わず——の批判の的となり、「豊かな農民にのみならず、律儀な農民・有能な農民・素面の農民に、落ちこぼれ・怠け者・大酒飲みを養うことを強いる」システムであると言われた。これを克服するために貸与と返済の個人化が課題とされ、1900年「臨時規則」によって、返済の連帯責任制が廃止された。

「健全な経営者」の育成を戦略課題にしたストルイピン改革期には、村落穀物備蓄制度への風当たりはいつそう厳しくなった。「自己救済」（共同体の倉庫を使いつつも、当該戸のそれまでの穀物備蓄量の枠内で貸与する、一種の強制保険制度）を根幹とした新しい食糧規程案<sup>(16)</sup>をゼムストヴォの討議にかけた内務省は、現行食糧システムを、「文化的経営志向のあらゆる萌芽を抹殺し、住民の自立性を減退させ、寄食精神を増長させている」、「この

ような徳行は、キリスト教倫理の視点からは理解できる」と、口を極めて非難した<sup>(17)</sup>。

以上のようなエリートによる制度運用の理解は、どの程度実態を反映していただろうか。まず、困窮者を確定する取り決めにおいて、村民ほぼ全員が名簿に名を連ねる場合が多かったことは事実である。しかし、その動機は、「うちが貰えないのに隣が貰えるんなら反対だ。隣が貰えるんならうちにもくれ」といった下世話なものではなかった。

農民は、村落倉庫に納入 (vznos) した穀物を、法規が規定するように共同体という法人の財産としてではなく、依然として自らの私的所有物であるとみなしていたのである。その結果、不作時の穀物貸与にあたっては、その戸に飢餓が生じているか否かにかかわらず、その戸がそれまで「積み立ててきた」穀物量の分与を要求したのである。しかも、その時に貰わなければ、次の貸与時に貰えるという保障はどこにもないと考えられた。ここから「頭割り」が生じたのである。農家毎の積立量を貸与の基準とする備蓄運営法は、「私的所有権」原則と呼ばれた。

村会によって困窮者名簿から排除されたのは、むしろ、備蓄穀物を納入する能力の無い、あるいは滞納を繰り返している貧農であった。返済の連帯責任制がとられていた 19 世紀においては、貧農排除の傾向は特に強かった。

1890 年にモスクワ県ゼムストヴォが行なった統計調査によれば、秋蒔用穀物貸与においては、455 例が「私的所有権」原則に依って行なわれ、その他のルールに依ったのは 17 例にすぎなかった。春蒔用穀物貸与においては、実に 796 例において前者、わずか 19 例において後者が採用されたにすぎなかった<sup>(18)</sup>。

1904 年に内務省が県知事に対して行なったアンケートによれば、農民共同体における穀物貸与量の算定基準に言及した 14 県のうち、当該農家の納入・積立量に応じて貸与されていると述べた県（つまり「私的所有権」原則を採用している県）が 8 県、「頭割り」あるいは「均等」に貸与されていると述べた県が 4 県、さらに、分与地面積に応じて貸与されていると述べた県が 2 県（ノヴゴロド県とスモレンスク県）であった<sup>(19)</sup>。「私的所有権」原則と「均等」原則とは、実は同一である。なぜならば、実定法によれば、共同体倉庫への共同体成員の穀物納入ノルマは、性別・年齢を問わず「均等」「頭割り」だったからである。分与地原則の 2 県については、まず、土地割替が「口数」規準で行われている場合は、分与地面積、「口数」、納入ノルマの三者間に比例関係が成り立つので、その原則が「私的所有権」原則と同一の結果をもたらすことは理論的に明らかである。ズィリャーノフは、ノヴゴロド県の土地割替において「口数」原則が優勢だったことを指摘している<sup>(20)</sup>。スモレンスク県はこの限りではないが、同県の回答は、穀物倉庫への納入ノルマが分与地面積に比率して課されていたこと、その結果、貸与の際に「私的所有権」原則が採用されていたことに言及している<sup>(21)</sup>。以上見てきたように、備蓄穀物の貸与を支配するのは、いずれの場合においても、実定法の規定とは異なって、「私的所有権」原則だったのである。

みぎのアンケートに答えて、ノヴゴロド県執務室 (gubernskoe prisutstvie：県当局における農民身分行政の最高機関) は、次のように述べた。

農民は、食糧税を払ったというだけでは援助を受けられないという国法の視点を、どうしても受け容れようとしな。公正についての民衆的概念は、そのような見解と

折れ合うことを望まず、それと三十年以上にわたって倦むことなく戦い続けているのである<sup>(22)</sup>。

行政権力の側から見れば、農民の法意識は、村民全員への穀物貸与の原因となる点では有害である。しかしそれは、反面では、村落倉庫への穀物納入を怠る者、債務を履行しない者を困窮者名簿から排除することによって、共同体成員に対する制裁の役割を果たし、備蓄の収支の悪化を一定の枠内にとどめてきたのである。まさにそれゆえに、ゼムストヴォもゼムスキー・ナチャーリニクも、法に反する制度運用の実態と妥協してきたのである。なぜこのような妥協が余儀なくされたかといえば、結局のところ、ゼムストヴォもゼムスキー・ナチャーリニクも、共同体規制に代わるようなシステムを創出できなかったからである。実定法に従うよう農民を強制することは、ヴォローネジ郡会議の言葉を借りれば、「不可能であり、また望ましいことでもない」のだ<sup>(23)</sup>。

当然の帰結として、むしろ実定法を農民の法意識に近づけようとする試みが生まれた。1891年飢饉対策事業の総括の中で、ウファ県知事は、備蓄穀物に対する納入者の「所有権」を認めることが「最良の方法」であると既に述べている<sup>(24)</sup>。1903年、リャザン県知事は、1890年代に自らの指導下で展開された同県の食糧事業の経験にもとづいて、「食糧の備蓄および資金は、共同体全体にではなく、その徴集に現実に参加した者のみに帰属する」という原理を新たな食糧規程の基礎に据えるよう提案した<sup>(25)</sup>。前述の1904年のアンケートでは、リャザン県執務室やヴォローネジ郡会議はもとより、ノヴゴロド県執務室、オレンブルク郡会議が「私的所有権」原則を食糧規程の基礎に据えるよう要求した<sup>(26)</sup>。

「自己救済」を中心に据えたストルイピンの食糧規程案は、少なくとも客観的には、これらの要求に応えたものである。したがって、それは——当時の内務省のプロパガンダとは逆に——農民の法意識と闘うものではなく、実はそれを取り入れたものだったのである。

### 第3節 ゼムストヴォ指導下の村落穀物備蓄制度

#### 〈ゼムストヴォの共同体嫌い〉

村落穀物備蓄をゼムストヴォの監督下に置くことの問題性は1891年飢饉において鋭く自覚された。フォン・プレーヴェ内務次官を議長として1891年飢饉対策事業を総括した内務省の委員会は、ゼムストヴォ指導下の食糧事業の弱点として、次の四点をあげた。第一に、ゼムストヴォの最小単位たる郡は広すぎて、郡参事会には村落穀物倉庫の監督を行なう能力がないこと<sup>(27)</sup>、第二に、同じ理由で、参事会には農民共同体が提出した困窮者名簿を点検する能力がないこと、第三に、中央機関をもたないゼムストヴォの割拠的な穀物調達活動の競合によって穀物価格が高騰すること、第四に、ゼムストヴォの県会・郡会が常設機関でないために、不作に対して機敏な対応ができないこと、以上である<sup>(28)</sup>。

この議論は、1900年の「食糧臨時規則」によってゼムストヴォから村落穀物備蓄の監督権が剥奪されるまで、内務省によって繰り返された。1906年、チェルニーゴフ県ゼムストヴォが、あるパンフレットにおいて、内務省の批判に反論している。しかし、その内容は、郡では広すぎると言うのなら郷ゼムストヴォの導入を認めるべきだ、郷・村への監督が弱

いと言うのなら（ゼムスキー・ナチャーリニクや警察に頼らなくともよいような）実効的な監督手段をゼムストヴォに与えるべきだ、全国的な調整ができないと言うのならゼムストヴォの全国連合を認可すべきだ——といったものであった<sup>(29)</sup>。つまり、現状のゼムストヴォに村落穀物備蓄を監督する能力がないことを暗に認めているのである。

すでに1880年代には、県知事の側からのゼムストヴォへの事業指導の例が多数見られた<sup>(30)</sup>。1891年飢饉の対策事業においては、郡ゼムストヴォ参事会は、導入されたばかりのゼムスキー・ナチャーリニクを困窮者名簿の点検に積極的に引き入れた。この慣行は1890年代を通じて定着した。ゼムスキー・ナチャーリニクは管区（uchastok）を活動単位としていたから、対人口比において郡ゼムストヴォ参事会よりも有利であった。

1891年飢饉後、内務省は、各県の飢饉対策事業を総括すると同時に、現行「食糧規程」の問題点について検討する地方協議会を県知事に招集させた。多くの県で、ゼムスキー・ナチャーリニクに困窮者名簿の点検と共同体倉庫の管理を任せてしまえという意見が出された<sup>(31)</sup>。

以上に見たように、1900年の制度改革には機構論的な合理性があったと言える。しかし、ゼムストヴォから県当局への食糧事業移管の本質はより文化的な局面にあるのである。

ゼムストヴォ活動家は実験精神に富み、記念碑的な事業を好む一方で、事務的で単調な仕事を軽蔑した。村落穀物備蓄の監督は后者の典型である。農民共同体との関係では、ゼムストヴォ活動家は、近代主義的な思考法から生ずる「ムジーク嫌悪症」において県当局官吏を凌駕していた。ゼムストヴォが好む農民への指導方法は、先進農民を協同組合に組織し、先進農民から遅れた農民への影響力を行使させる前衛主義的な方法であった（このような方法が実を結ぶのは、20世紀に入ってからであったが）。これに対し、県当局は、機構としての性格からも、官吏の心性からも、共同体を媒介して農民総体を指導するようなスタイルを好んだ。この点からも、県当局の方が村落穀物備蓄の監督に向いていたと言える。

広大な領域に散在する村落倉庫を監督し、明らかに誇張された困窮者名簿を点検するような作業は、誰にとっても消耗である。現に、1900年の制度改革後、県知事は、かつて県ゼムストヴォ参事会が郡ゼムストヴォ参事会を叱ったように、現場に出向いての具体的な名簿点検を厭うゼムスキー・ナチャーリニクを叱らねばならなかった<sup>(32)</sup>。しかしながら、実定法に忠実な運営を行なうことを前提とすれば、ゼムストヴォ活動家よりも国家官吏の方が共同体の食糧事業の監督という仕事に向いていたと言えるだろう。

1909年、穀物備蓄の監督権を再びゼムストヴォに戻すことが内務省の側から提案されたときですら、これに対するゼムストヴォ活動家の反応は必ずしも積極的ではなかった。ゼムストヴォ活動家が郷ゼムストヴォの欠如を理由として食糧事業の返還を拒否する例も見られた<sup>(33)</sup>。

#### 〈食糧事業の経済化・機能化〉

ゼムストヴォは、村落穀物備蓄の監督という1834年「食糧規程」の基本手段を嫌う一方で、独自の方法で食糧事業を発展させていた。そのため、食糧事業の実態は、既に1891年飢饉以前に、1834年「食糧規程」のモデルからはかなり逸脱していた。

第一に、ゼムストヴォは、村落備蓄穀物に地理的可動性をもたせようとした。1834年「規程」のシステムの最大の問題点は、備蓄穀物が個々の村共同体に帰属するために、ある地域では飢饉が生じ、その隣の地域が豊作であったとしても、豊作地域の備蓄穀物を飢饉地域の救済のために用いることができないという点にあった。したがって、このシステムのもとでは、あらゆる地域の不作に対処するためには、全国的な地理的可動性をもった穀物備蓄があると仮定した場合よりもはるかに大量の穀物が「死蔵」されなければならない。ゼムストヴォは、不作に見舞われていない地域の共同体の備蓄穀物を不作地域の共同体に「借り受ける」許可を求める請願をしばしば発した。

しかし、備蓄穀物を自らの「私有財産」とみなす農民にとって、このような「貸し付け」は重大なショック（農民の目には、それは国家による窃盗に他ならない）であり、農民の反応を恐れる内務省は、このような請願をなかなか認めなかった<sup>(34)</sup>。1891年飢饉以降、内務省自身が備蓄穀物の地理的可動性を追求するようになったことの結果として、1900年「臨時規則」においては備蓄穀物「借り受け」の条件は若干緩和されたが、それでもそれは皇帝の決裁事項であった（第37条）。

政府の許可が得られた場合でさえも、ゼムストヴォ自身が農民の反応を恐れたため、「借り受け」は非常に稀にしか採用されなかった<sup>(35)</sup>。膨大な量の穀物の死蔵は、自らのミールのみを「世界」とする農民の世界観に依拠して飢饉救済システムを作った代償だったのである。

第二に、ゼムストヴォは、— 県により、時期により差があるとはいえ、支配的な傾向としては— 現物備蓄を廃止して食糧資本化（金納化）することを追求した。これは現物備蓄そのものにかかるコストと煩瑣な作業を省くためであり、ゼムストヴォ参事会の金庫に収められる食糧資本が農民の恣意的取得を免れるからでもある。1874年の国家評議会決定は現物備蓄から貨幣資本への移行に厳しい要件を課した<sup>(36)</sup>が、金納化の趨勢を変えることはできなかった。結果として、ゼムストヴォの食糧事業は、既に19世紀後半の段階で、現物備蓄の管理から、共同体の食糧資本と県・帝国の食糧資本からの補助金とを駆使した商業的活動（調達と住民への廉価販売）へと重点を移していた<sup>(37)</sup>。

第三に、ゼムストヴォは、村会の取り決めを媒介した救済という1834年「食糧規程」の根幹を批判し、「食糧事業への身分団体の干渉の排除」を要求した。その例を1891年飢饉救済事業の総括においてハリコフ県ゼムストヴォ参事会が行なった批判に見ることができる。参事会によれば、ほんらい飢饉は5・6月の時点で予測可能だったので、そのときに穀物調達を開始していれば、安価に救済用ファンドを形成できたであろう。ところが、村会の取り決めを組織したり、困窮者名簿の点検のために参事会員が農家を一軒一軒回り、「倉庫、物置、納屋を揺さぶっているうちに」12月になってしまった。その結果として出てきた数字は春の統計予測とたいして変わらなかったのに、穀物価格はすでに高騰しており、ゼムストヴォは大きな出費を強いられた。このような愚を避けるために、共同体の取り決めを媒介した穀物備蓄・食糧資本からの補助という形態を放棄し、食糧援助の他の形態に重点を移すべきだ。このように、ハリコフ県ゼムストヴォ参事会は批判した<sup>(38)</sup>。

総じて、19世紀におけるゼムストヴォの食糧戦略は、「農民共同体の介在を排して、機能主義的な原理に基づいて食糧事業を再編することであった」と要約できよう。

#### 第4節 資本主義発展と村落穀物備蓄制度 — 食糧政策の多角化

##### 〈1891年飢饉の教訓〉

1891年飢饉は、19世紀後半におけるロシア農業のいびつな発展の帰結であった。入会地や放牧地をつぶしての輸出換金作物たる小麦の作付面積の一方的拡大は、家畜を減少させ、ひいては施肥の衰退と地力の枯渇をもたらした。「たとえ飢えても輸出しなければならない」というI・A・ヴィシネグラツキー蔵相の言葉に代表される第三世界型の農業構造が反省され、農業生産力を高めながら、同時に輸出も伸ばしてゆくような道が模索された<sup>(39)</sup>。

このように問題が設定されたとき、ロシアにおける農業政策と食糧政策は相互連関せざるをえない。なぜなら、ロシアの農村において農民の零落を招いていた最大の要因は、農産物の市場化・集荷のメカニズムであったからである。ロシアの農民経営においては、穀物収穫期である秋に、国税・ゼムストヴォ税の支払い、冬季の家内工業用の原材料購入などのために貨幣需要が発生する。そのため農民は穀物を売り急ぎ、穀物市場は極端な買手市場となる。これを利用して、農村商人・「買占め人」は、安価で穀物を買いたたく。買占め人は、しばしば穀物に混ぜ物をし、もともと低くはないロシアの穀物の汚染率をさらに高め、結果として国際市場におけるロシア穀物の威信は失墜する。他方、農民は、春の穀物枯渇に際して、秋に安く売った穀物を高く買い戻さなければならない。その結果、債務奴隷関係に絡めとられてゆくことになる。

このような悪循環を克服するには、国税・ゼムストヴォ税を現物納化すること、軍用穀物を生産者から直接購入すること、国家的穀物備蓄を形成することなどを通じて人為的に需要を創出し、秋期の穀物値下がりを防ぐ必要がある。また、信用協同組合を普及させ、穀物を担保とした信用供与を行ない、農民の売り急ぎを防がなければならない。春季には、逆に、備蓄穀物の放出を通じて穀物価格を抑えなければならない。

こうして、1890年代には、政府とゼムストヴォの食糧政策は、穀物の備荒貯蓄という従来の狭い枠から解放されて、国家的備蓄形成、軍用食糧調達、市場価格規制、農業信用などの諸分野を統合した新たな枠組みを模索しはじめた。

この傾向は、1891年飢饉後の地方協議会における議論に示された。地方協議会に向けて内務省が検討を命じた12の論点は、次のように分類される。まず、システムの改善に関するものが6点である。具体的には、金納か現物納か、ゼムストヴォと県当局のいずれが村落穀物備蓄を監督すべきか、村会の取り決めによる困窮者名簿の確定という手続きを保つか、あるいは名簿作成をゼムスキー・ナチャーリニクなどに任せてしまうか、共同体の連帯責任制を保つか否かなどである。続いて、ここで述べた食糧事業の視野の拡大に関するものが3点（徴税が農民による穀物売り急ぎを呼ばないための方策について、公共事業について、飢饉時の飼料の確保について）、身分原則の緩和に関するものが1点（共同体成員以外への援助について）であった。その他、特殊な2点（飢饉対策としての共同体による共同播種・共同耕作、飢饉時の馬車輸送の組織化）について検討が命じられた。

論点の多数を占める第一のカテゴリーは、「共同体規制を利用し続けるのか、それとも排するのか」、「事業監督はゼムストヴォと県当局のいずれが行なうべきか」という旧来の二

大争点に収斂し、目新しいものではない。しかし、第一の Kategorie をめぐる議論においてさえ、現物備蓄を堅持しつつ備蓄の市場放出を通じた価格規制を行なおうとするウファ、ヴァトカ県協議会の回答<sup>(40)</sup>、ゼムストヴォが管理する広域穀物倉庫を建設せよというシンビルスク、ハリコフ、ヴォローネジ県協議会の回答<sup>(41)</sup>などに示される新機軸が現われた。1891年飢饉を研究したソ連の歴史家ニキータ・ソコロフは、内務省が提示した論点を「現行法の部分的手直し」としか評価していない<sup>(42)</sup>が、ここではむしろ変化の側面に注目すべきであろう。

食糧事業多角化への流れは、村落穀物備蓄制度に対して相対立するふたつの態度を生んだ。一方では、地理的可動性をもたない村落穀物備蓄は、さきに見たような歴史の要請に応えないので廃止されるべきであると主張された。他方では、同制度を現代的に活用する試みがなされた<sup>(43)</sup>。一見ユートピア的な後者の政策に現実味を与えたのは、第一に、1891年飢饉の経験から、激しい物価上昇を伴う飢饉時における現物備蓄の意義が見直され、食糧税の金納化の流れに翳りが見えはじめたという事情であり、第二に、村落穀物備蓄制度を恒常的・生産的な目的のために利用する農民的伝統の存在であった。

ストルイピンの内務省が、農民の法意識になかった「私的所有権」原則に法制度を接近させようとしたように、1890年代以降の食糧政策多角化の試みは、穀物備蓄を生産主義的に利用しようとする農民的伝統に法制度を接近させようとしたのである。

1890年代のゼムストヴォによってしばしばモデルとされたのは、1860年代いらいノヴゴロド県南部のクレストツィ郡ゼムストヴォが行なっていた事業である。同ゼムストヴォは秋期に翌春の播種用の大麦の調達を行ない、貯蔵して、春にはそれを調達原価で販売していた。当初これは穀物を担保とする農民への信用供与と結合していたが、後には、郷参事会の申告に基づいて国税・ゼムストヴォ税の支払いを効率的に代行するシステムとなった。1880年代に同郡のほとんどの郷が金納食糧税に移行したために、この制度は村落穀物倉庫のシステムからは切り離され、1891年には、この制度専用の穀物倉庫が同郡の12の郷に80組織されていた<sup>(44)</sup>。

20世紀の初頭、セルゲイ・ウィッテ大蔵大臣の提起によって、農村産業発展の方策を検討する地方協議会が各県で招集された。ヴァトカ県の協議会では、郡に数カ所ずつ「中央穀物倉庫」を建設し、これを農民穀物の恒常的な集荷所としながら、豊作年における穀物価格の下落を防ぎ、過度の仲買を排除することが提案された<sup>(45)</sup>。

エカテリノスラフ県の審議過程においては、備蓄穀物が新鮮さを欠き、食用・播種用のいずれにも適さない場合が多いことが批判された。この事態を打開するためには、穀物備蓄を通常年の穀物集荷・販売事業により深く組み込むしかない。この目的のために、同県の県知事は、現存する村落穀物倉庫は全廃し、それに替えて、乾燥・通風設備を有する倉庫を「郡毎に5から6」建設することを提案した。さらに、この県知事の提案では、毎年6月、その年の不作が見込まれない場合には、ゼムスキー・ナチャーリニクの申請にもとづいて、村落備蓄穀物のうち一定量を市場に放出するか、現物返却を前提として農民に貸与することとされた。これにより備蓄穀物を新鮮な状態に保ちながら、農民が穀物枯渇期のりきるのを助けようというのである<sup>(46)</sup>。

村落穀物備蓄制度の現代的利用という点で注目には値するのは、それを軍用穀物調達と結

合したヴァトカ県の経験である。そもそもウラル地方においては、住民地点の散在性と交通の未発達から、また他方では住民の自治能力の高さから、村落備蓄穀物を食糧・農業政策上のより幅広い目的のために利用する慣行が大改革直後から形成されていた<sup>(47)</sup>。日露戦争時、ヴァトカ県では、軍用の燕麦調達を農民による債務穀物の返済と結合するシステムが導入された<sup>(48)</sup>。第一次世界大戦時にも、同県の県知事は、村落穀物倉庫を集荷点とする燕麦調達を行なった<sup>(49)</sup>。これは、1916年の末に全国的に採用された食糧割当徴発制の先行形態であった。

### 〈1900年改革前後の論争〉

1890年代における「食糧規程」改正をめぐる論争は、食糧政策多角化の流れの中で理解されなければならない。前出のプレーヴェ委員会によって作成された内務省案(1900年「臨時規則」の原案)を、ウィッテ大蔵大臣とA・S・エルモーロフ農林大臣は次のように批判した。第一に、村落穀物備蓄制度は、その効用に比して、あまりにも膨大な穀物を正常な商品流通から疎外する。ウィッテは、交通手段と商品流通の発達のため村落穀物備蓄制度は時代遅れになったと主張した<sup>(50)</sup>(これは、食糧税の金納化を求める際のゼムストヴォの論拠でもあった)。エルモーロフは、村落穀物備蓄制度の過大なコストは保険原理を食糧政策の基礎としたことの当然の帰結であり、これは国際的に類例を見ない愚策であると批判した<sup>(51)</sup>。

第二に、ウィッテは村落備蓄穀物の地理的可動性の欠如を批判し、これを廃止して国家備蓄に置き換えることを要求した。市場経済を信頼するウィッテは、飢饉対策のために恒常的な現物ファンドを形成することそのものに反対であった。しかし、世界穀物市場の「辺境」としてその強い求心力に曝され、不作の際の穀物の「逆流」が起これにくいウラル・沿ヴォルガ諸県については現物備蓄の意義を認め、1890年代を通じて大蔵省組織を使った実験的な調達カンパニアをそこで展開していた。その経験にもとづいて国家備蓄案を提案したのである<sup>(52)</sup>。エルモーロフは、播種カンパニアが飢饉対策というよりも通常年も行なわなければならない全国的な意義をもった農業政策であることを強調し、そのイニシアチヴを村共同体に委ねてしまうことに反対した<sup>(53)</sup>。

第三に、エルモーロフは食糧事業のゼムストヴォからの剝奪に反対した<sup>(54)</sup>。ウィッテは穀物備蓄の監督を県当局に移すことそのものには反対しなかったが、内務省がゼムスキー・ナチャーリクに過度に期待していることをたしなめ<sup>(55)</sup>、結局のところ、村落穀物備蓄制度を国家備蓄制度に置き換えるしか解決がないことを強調した。ウィッテの主張は、彼の次の言葉に要約されよう。

共同体穀物備蓄倉庫を正常に運行させるための面倒な監督義務から解放された農民行政機関は、住民の経済状況および支払い能力を正確に把握することに注意を集中する全き可能性を持つであろう<sup>(56)</sup>。

内務省は、みぎの第一の批判点に対しては、ロシアにおける交通手段の発達の度合い、住民地点の散在性を視野に入れるならば、村落穀物備蓄制度は未だ意義を失っていない、

ヨーロッパ諸国の経験をロシアに移植するのは時期尚早であると答えた。第二の批判点に対する内務省の反論は極めて消極的なもので、プレーヴェ委員会の権限に含まれるものは直接の飢饉対策にすぎず、国民経済全般に関わるような問題は検討対象とはならないと答えた。第三の批判点に対しては、内務省は、ゼムストヴォから剝奪されるのは村落備蓄穀物の管理、すなわち「直接の飢饉からの救済」「狭義の食糧方策」にすぎず、統計、信用供与、農事指導、飢饉時の穀物廉価販売、「中央穀物倉庫」の管理など「経済政策の広大な領域」がゼムストヴォには残されると答えた<sup>(57)</sup>。

第三の点への内務省の反論は言い逃れではなく、1900年「臨時規則」の発布から翌年にかけて、同省は、ゼムストヴォに対して経済政策の拡大を求める回状を一度ならず送付した<sup>(58)</sup>。

実は、このような内務省の態度は、ゼムストヴォの気分にもかなったものであった。1891年飢饉を契機とした経済政策の拡大の中で、ゼムストヴォは、共同体穀物備蓄の監督活動への関心をますます失っていった。「消耗な仕事は県当局に譲って、自分たちは創造的な仕事をやりたい」というのがゼムストヴォ活動家の本音だっただろう。

1900年「臨時規則」導入の直前に開催されたペルミ県の農学者組織に関する協議会において、同県の県農学者V・N・ヴァールギンは、郡参事会が穀物倉庫の監視、困窮者名簿の点検、食糧統計などを農学者に代行させていることに抗議した。専門化された農学者組織を確立することに生涯をかけたヴァールギンにとって、「農学者の直接の義務の遂行に害をもたらしかねない」このような委託は耐え難いことであった<sup>(59)</sup>。

ゼムストヴォは、1900年「臨時規則」による権限剝奪に対して基本的には抗議しなかった。ゼムストヴォの典型的な反応は、プスコフ、コストロマ、トゥーラ、ペンザなどの県会が採択した請願に見られるように、県当局に引き渡される県食糧資本の一部を農事改善予算としてゼムストヴォ財政に残せというものであった<sup>(60)</sup>。例外的に、モスクワ県ゼムストヴォは、みずからの財政的潤沢さを背景にして、権限剝奪に対する原理主義的反対論を展開した。しかし、その論拠は、穀物備蓄および食糧資本は「経済政策全体」の中で位置づけられてこそ活用されうるものであり、そのためには、経済政策全般を推進する機関と穀物備蓄・食糧資本を管理する機関は「同一」でなければならないというものだったのである<sup>(61)</sup>。

つまり、当該ゼムストヴォが1900年「臨時規則」を受容するにせよ、それに反対するにせよ、動機は「食糧・農業政策の統合と多角化」なのであった。

#### 〈地方における制度運用の実態〉

地方行政の現場では、統合化された食糧・農業政策への転換は容易には進まなかった。さきあげた日露戦争時のヴァトカ県の経験は例外的なものだった。

1891年飢饉後の農村再建過程において、大蔵省は、穀物を担保とした国立銀行からの信用供与をゼムストヴォを介して行なうことを提案した。内務省は、ゼムストヴォ税を一時的に現物(穀物)納化すること、および1891年飢饉時の農民への貸与穀物を現物で返済させることを提案した(貨幣返済とした場合、飢饉時の高い穀物価格によって返済金額を決定せざるを得ないために、農民の返済能力を殺いでしまう)。陸軍省は、軍用穀物を、ゼム

ストヴォの仲介のもとに生産者から直接購入する実験を開始した。ところが、これらの提起に対するゼムストヴォの反応はすこぶる消極的なものであった。

たとえばハリコフ県においては、12の郡ゼムストヴォのうち、態度不明の1郡を除き、すべての郡がゼムストヴォ税の現物納化を拒否している。貸与穀物の現物返済の提案も不評であった。なぜならば、このような場合、農民は質の悪い穀物を「返済」する傾向があるし、それでなくとも均質性を欠いた農民穀物を貯蔵処理するためには、機械装備された大型穀物倉庫が必要だからである。国立銀行の信用供与カンパニアには、4つの郡ゼムストヴォが協力意思を表明したにすぎない。軍用穀物調達への協力についても、多くの郡が、兵站局が課すあまりにも厳しい品質条件に危惧を表明した<sup>(62)</sup>。また、同県のゼムストヴォ参事会は、「ゼムストヴォ穀物備蓄倉庫」を建設し、それを基盤として総合的食糧事業を展開することを提案したが、これへの郡ゼムストヴォの反応も、著者に把握される限り例外なく消極的であった<sup>(63)</sup>。

上述の様々な消極論には共通した論拠がある。それは、第一に、現存の食糧システムに比してゼムストヴォの財政負担が増大することへの恐れであり、第二に、機械装備された穀物倉庫や輸送手段の欠如である。反対者に言わせれば、現存のテクノロジー水準を前提とすれば、共同体自治に依存した穀物備蓄は、相対的に安価で手間のかからない制度なのである。

ウィッテ・エルモロフ連合軍の攻撃から1834年「食糧規程」の基本骨格を守り抜いた内務省は、1900年「臨時規則」制定後は、その近代化を（虫のよいことに）今度はみずからのイニシアチヴで追求しはじめた。前出の1904年のアンケートでは「中央穀物倉庫」建設の必要性と可能性が問われた。県当局の回答は、—1890年代のハリコフ県の郡ゼムストヴォの反応と同様に—一般に消極的であった。著者に把握された39の回答のうち、肯定的なのはわずか7県、ヴァトカ、ニジェゴロド、オロニェツ、オレンブルク、ペルミ、サマーラ、サラトフ、シンビルスク諸県の県当局の回答のみであった。つまり、ウィッテが言うところの「世界穀物市場の辺境」と、極端に人口密度が低い県しか「中央穀物倉庫」の意義を認めなかったのである。

ヴァトカ県執務室は、(同県としては自然なことだが)「中央穀物倉庫」を穀物輸出規制、信用供与など多目的に利用することを提案しつつ、それでもなお、システムを中心は村落穀物備蓄に置かれるべきであるとした<sup>(64)</sup>。サマーラ県執務室は、「中央穀物倉庫」を貸付穀物の現物返済に利用する可能性に疑義を表明した。1890年代の経験が示すように、農民からの返済穀物は質が悪く、貯蔵や多目的利用に耐えない。「中央穀物倉庫」は商取引手段にもとづいて運営すべきであり、それに向いているのはゼムストヴォである。したがって、ゼムストヴォに「中央穀物倉庫」の管理を任せるべきであると主張した<sup>(65)</sup>。

日露戦争時、内務省は、陸軍省の同意のもと、中央黒土地帯・沿ヴォルガ・ウラルにまたがる12県の県知事に、村落備蓄穀物を軍に納入する可能性について審議するよう命じた。その回状には、事業成功のあかつきには、陸軍省からの特別クレジットによって、各地に「中央穀物倉庫」を建設する見通しが述べられていた。戦時中であるにもかかわらず、県知事の回答は一律に否定的だった。共通して述べられたのは次のことである。村落備蓄穀物は、一方では農民経営の技術水準の低さから、他方では備蓄制度の労役・貢納的な性

格から、質が悪く、兵站局が求める質的条件を満たしていない。また、散在する村落倉庫と鉄道駅・波止場を結ぶような輸送を組織することは不可能である<sup>(66)</sup>。カザン県執務室の議事においては、調達穀物の品質確保のためには商取引的購入の方法をとるしかなく、それに向いているのはゼムストヴォであるという意見が述べられた<sup>(67)</sup>。

村落穀物備蓄制度と軍用調達を結合するための「中央穀物倉庫」の見直しに対しても、県知事・県当局の回答は悲観的だった。サマーラ県執務室とカザン県農業視察官は、共通して次のように述べた。村落穀物備蓄制度は備蓄をその共同体成員だけのためのものとする農民的な世界観の上に成り立っているため、それを広域統合するような貯蔵システムは、その「コスモポリタンな性格」から、備蓄穀物の一層の質の低下をもたらすし、また監督のための巨大な行政機構を必要とするだろう。そもそも、飢饉に見舞われた他の共同体への穀物「貸し付け」にさえ同意しない農民が穀物備蓄の広域統合に抵抗しないはずがない<sup>(68)</sup>と。

実は、「中央穀物倉庫」に対するこのような評価の対立は大改革直後から見られたものであったが<sup>(69)</sup>、1891年飢饉以降の食糧事業多角化の模索の中で前面に出てきたのである。ある人々は、備蓄を広域統合して共同体心理から切り離すことによってその管理は容易になると考えた。別の人々は、共同体規制に代わりうるような行政機構はかえって膨大なものとなると考えた<sup>(70)</sup>。後者の見解がより妥当であったことを否定することは難しい。1900年「臨時規則」に規定された郷単位の備蓄統合（第40条）でさえ、農民共同体に現実に採択された例はほとんどないからである。

#### 〈本節のまとめ〉

帝国主義的な農業構造の歪みに苦しんでいた19世紀末のロシアにおいては、粗野な貨幣経済化を修正する一種の現物経済政策の一環として、村落穀物備蓄制度を現代的に活用しようとする試みが生まれた。この試みの障害となったのは、村落に備蓄された穀物の品質の悪さであり、その地理的可動性の欠如である。備蓄穀物の品質の悪さは、単にテクノロジーの低さを反映するものではなく、労役・貢納的な制度運営の結果であった。穀物の地理的可動性の欠如は、農民的な世界観の上に飢饉救済制度を作ったことの代償であった。したがって、1834年「食糧規程」を前提とする限り、村落穀物備蓄制度の現代的利用の可能性は限定されていた。

1900年「臨時規則」によってもたらされたのは「共同体穀物備蓄の監督は県当局、農事改善はゼムストヴォ」という分業体制であり、これは両機関の性格にかなっていた。県当局への移管によって備蓄の監督がよりしっかりしたものになったことは否定できないように思われる。しかし、その代償として、村落の備蓄穀物はロシア農業の技術革新の流れからは切り離され、「死蔵」の性格を強めざるを得なかったのである。

### 第5節 第一次世界大戦と村落穀物備蓄制度

1900年「食糧臨時規則」制定後、第一次世界大戦に至るまで、ロシアは1905-07年、1911-12年の二回の大きな不作を経験した。これへの救済事業に見られた基本的趨勢は、

県当局の手に移された穀物貸与という救済の実定法上の基本形態の比重がますます下がり、これに替わって、ゼムストヴォに任された穀物原価販売、雇用創出のための公共事業などが飢饉救済事業の中心に躍り出たことだった<sup>(71)</sup>。前述の通り、ゼムストヴォの食糧事業は19世紀の段階で既に商取引的な方法に重点を移していたから、事業の性格という点ではカテゴリカルな変化はない。ゼムストヴォにとって決定的に変わったのは、共同体の取り決めを媒介しなくともよくなったことである。ゼムストヴォは、村落穀物備蓄の監督権を剥奪されたことによって共同体から解放され、念願の食糧事業の機能化を達成したのである。

穀物貸与の慈善的性格を憎むストルイピン指導下の内務省にとって、救済の基本形態に生じたみぎの変化は歓迎すべきものであり、1909年にゼムストヴォの検討に付された食糧規程法案においては、穀物原価販売、公共事業組織化へと救済事業の重点を移すことが宣言された。穀物貸与は、前述の通り、「私的所有権」原則を貫徹する形で(強制保険として)残された。なお、ここで初めて、内務省は国家的穀物備蓄の形成を打ち出した。新食糧規程案は実現をみななかったが、第一次世界大戦期の食糧事業の中心をなしたのは商取引的方法(すなわちゼムストヴォによる穀物調達と廉価販売)であった。

第一次世界大戦時の村落穀物備蓄制度については、ふたつの問題を検討しなければならない。第一に、兵士の家族への援助事業においてこの制度が果たした役割である。兵士の家族への援助には三つの源泉があった。第一は政府の補助金であり、第二は、特別な困窮家庭や内縁の妻などに対してゼムストヴォが行なった「払い足し」であり、第三は、農民共同体による備蓄穀物からの援助である。この三つの形態の組み合わせ方は、県によって、さらには郡によって様々であった。たとえばニジェゴロド県ゼムストヴォの統計調査によれば、1914年の不作の救済事業においては、兵士家族への政府補助金の存在によって村落備蓄穀物の果たす役割が低下したことが指摘された<sup>(72)</sup>。他方、ペルミ県ゼムストヴォは、村落備蓄穀物からの援助の存在を理由に、1915年春蒔カンパニアにおける兵士家族への種子援助を削減している<sup>(73)</sup>。問題は、みぎの三つの援助源泉を統合し、厳格にチェックする機関が存在しなかったことである。これは農村における補助金のバラマキを生み、ひいてはインフレと穀物調達危機を引き起こす一因となった。

第二の問題は、軍用穀物調達と村落穀物備蓄制度との関係である。帝政末期に食糧割当徴発制度が採用されるまでは、軍用穀物調達は、前述のヴァトカ県の例を除いて、労役・貢納的な形態ではなく商取引的な形態によって行なわれた。しかしながら、たとえばエカテリノスラフ県では、開戦と同時に、農民の自然発生的な愛国心の発露として、村落備蓄穀物を軍に寄付しようという村会の取り決めが結ばれはじめた。同県の県知事は、このような民衆の熱狂を歓迎しつつも、穀物の寄付が備蓄の枯渇を招かないように、寄付の取り決めに厳しい要件を課した。このような寄付は同県のみでの現象ではなかったので、1914年秋には、大臣会議によって、寄付量が備蓄量・食糧資本額の5分の1を越えないよう限度が置かれた<sup>(74)</sup>。1916年秋、ペルミ県ゼムストヴォは、穀物割当徴発の先行形態を同県において採用することと並んで、村落備蓄穀物から軍への大規模な「寄付」を組織することを請願し、内務大臣の許可を得た<sup>(75)</sup>。村落穀物備蓄からの「寄付」を促進する措置は他のいくつかの県でも採用されたが、二月革命まではこれは限定的な現象であった。

二月革命後、この「寄付」は全国的・大衆的性格を帯び、ゼムストヴォや政府食糧機関のコントロールを離れた。これは、軍への「寄付」を口実とした村落穀物備蓄制度の清算の試みであったとも解釈できる<sup>(76)</sup>。1917年春の農民運動の中で、ロシアの村落穀物備蓄制度は1世紀半に及ぶそのユニークな歴史の幕を閉じた。

一方では労役・貢納的負担の典型として農民の怨嗟の対象となりながら、他方では、農民生活の中で換骨奪胎され、生産目的にも貢献していた村落穀物備蓄制度をかくも簡単に清算してしまったことを、二月革命後の農民の病的心理を視野に含めずに説明することは難しい。共同体の穀物備蓄を清算した農民たちは、地主経営の収穫を迫りくる飢餓への蓄えとみなすようになり、そのことが1917年秋の農村における階級闘争激化の一要因となったのである。

### 補注：中国の村落穀物備蓄制度との比較

清朝期中国の村落穀物備蓄制度については、Kung-Chuan Hsiao（肅公権）の著書<sup>(77)</sup>、森正夫「18-20世紀の江西省農村における社倉・義倉についての一検討」<sup>(78)</sup>、家室茂雄「清代社倉制度研究序説」<sup>(79)</sup>を著者は参照した。とりわけ森論文が参考になった。清朝においては、穀物の国家備蓄として都市に設置された常平倉とは別に、農村部に、村落や氏族を基盤とした社倉・義倉が設置された。社倉が通常の端境期対策、義倉が備荒貯蓄と一応区別されていたようだが、その区分は実態においては明確でなかった。

ロシアの村落備蓄制度と比較すると、第一に共通する点は、政府による村落穀物備蓄の位置づけ——18世紀においては主に端境期対策であったが、19世紀には備荒貯蓄に主眼がおかれた——には関わりなく、一貫して端境期対策が主要な機能であったことである。第二に共通するのは、備蓄の単位が、これも政府の方針とは関わりなく、村落や氏族のような自然的な基礎細胞であり続けたことである。たとえば、太平天国の乱後の備蓄再建期には、政府は行政・防衛単位であった「堡」を単位にそれを組織させようとしたが、実現されなかった。備蓄の管理は村落の自治に任せられ、国家の介入はその点検にのみ限定されていた。その上、地域の郷紳・富農層によって組織され、行政側が捕捉さえしていない「下からの備蓄」さえ多数存在していた。この事態そのものがロシアと共通するわけではないが、制度が単なる行政からの押しつけではなく「下から」の契機を含んでいたということは第三の共通点としてよからう。

相違点としては、第一に、中国の社倉が郷紳層の主導のもとに組織されたこと、儒教思想を基盤としていたこと——そもそも近世中国におけるこの制度の提唱者は朱熹であった——である。結果として、制度の運営は、農奴制廃止後のロシアと比べれば、よりしっかりしたものとなった。第二は、みぎと関連するが、ロシアにおいては備蓄形成が専ら農民への供出割当によってなされたのに対して、社倉の主な源泉は郷紳・富農からの寄付であったことである。これは、後者において制度運営がより厳格で、民衆の人気も高かったことのひとつの理由であると考えられる。総じて、農民を道徳的に感化しうる農村エリートの有無が中露を分けている。その意味で、清の社倉制度は、農奴解放以前のロシアの村落穀物備蓄制度と比べた方が適切かもしれない。

— 注 —

- 1 Gosudarstvennyi arkhiv Zaporozhskoi oblasti (GAZO), f.732, op. 1, d. 2, l.2.
- 2 Ibid. なお、穀物倉庫の「監督」には貴族が任命され、倉庫の警護、穀物の受領・貸与などの事務には、国有地村民の中から「警衛」が順番に徴用されるとされた。
- 3 ここでひとつだけ例をあげると、1891年飢饉に際して、ハリコフ県東部のスタロベリスク郡に派遣された県ゼムストヴォ参事会の全権代表は、当地で飢饉に随伴することが通例の疫病が発生していないこと、村落備蓄からの穀物放出後にバザールでの穀物販売が増大する傾向が見られることを指摘した。県ゼムストヴォ参事会議長、郡ゼムストヴォ参事会議長が直々に出向いて、「余計に取得された穀物は、現在の穀物価格高騰の下では、不可避免的に農民経営の重い負担となろう」と農民を説得した。その説得は効果があったらしく、その後は困窮者名簿は「ちゃんとした」ものになった (*Doklad Khar'kovskoi gubernskoi zemskoi upravly Khar'kovskomu gubernskomu zemskomu sobraniuu 1892 goda po narodnomu prodovol'stviuu gubernii*, 1892, pp. 89-90)。
- 4 *Sel'skokhoziaistvennoe vedomstvo za 75 let: ego deiatel'nost' (1837-1912 gg.)*, 1914, p. 22.
- 5 G.G.Savich, *Sbornik pravil po obespecheniiu narodnogo prodovol'stviia*, vol. 1, 1900, pp. 23-24.
- 6 TsGIA SSSR, f.1291, op. 132, d. 481-1915g., ll. 6-13; Savich, *Sbornik pravil...*, vol. 1, pp. 24-25.
- 7 MVD, *Istoricheskii obzor pravitel'stvennykh meropriiatii po narodnomu prodovol'stviuu*, vol. 2, 1893, pp. 253-254 and 272-273.
- 8 *Sobranie zakonov i rasporiasheni pravitel'stva*, 1900, st.1620.
- 9 P.N. Zyrianov, *Krest'ianskaia obshchina Evropeiskoi Rossii 1907-1914 gg.*, 1992, ch.3.
- 10 “Za konkretnyi podkhod k revoliutsii 1917 goda,” in *Rossia v 20 veke: sud'ba istoricheskikh nauk* (forthcoming).
- 11 TsGIA SSSR, f.1287, op. 4, d. 2231, l. 29; Ibid., f.1291, op. 130, d. 106B-1902g., ll. 255 and 282.
- 12 Ibid., f.1291, op. 130, d. 44-1901g., ll. 7-8.
- 13 Ibid., d. 55-1904g., ll. 114-115.
- 14 Savich, *Sbornik pravil...*, vol. 1, p. 28.
- 15 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, d. 259-1901g., l. 38.
- 16 Ibid., ll. 2-11.
- 17 TsGIAM SSSR, f.184, op. 2, d. 92, ll. 15 and 18. 付言すれば、「キリスト教倫理」が非難の言葉になること自体が、ストルイピン時代の精神を反映している。
- 18 Ibid., l. 69.
- 19 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, dd. 106a, 6 and B-1902g. 県数の算定は著者による。

- 20 P.N. Zyrianov, “Zemel’no-raspredelitel’naia deiatel’nost’ krest’ianskoi obshchiny v 1907-1914 gg.,” *Istoricheskie zapiski*, 1988, No. 116, p. 141.
- 21 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, d. 106B, l. 194.
- 22 Ibid., d. 1066-1902g., l. 249.
- 23 Ibid., d. 106a-1902g., l. 56.
- 24 MVD, *Svod mnenii mestnykh prodovol’stvennykh soveshchaniï ob izmenenii deistvuiushchikh pravil o obespechenii narodnogo prodovol’stviia*, 1893, vol. 1, p. 88.
- 25 TsGIA SSSR, f.1291, op. 132, d. 2026-1914g., l. 40.
- 26 Ibid., op. 130, d. 1066-1902g., ll. 250 and 340; Ibid., d. 106B-1902g., l. 115.
- 27 著者の計算によれば、郡の平均面積は次の通りであった。
- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 北西地方    | 30,530 km <sup>2</sup> |
| 中央工業地帯  | 3,982 km <sup>2</sup>  |
| 中央黒土地帯  | 4,425 km <sup>2</sup>  |
| 沿ヴォルガ地方 | 7,644 km <sup>2</sup>  |
| ウラル地方   | 20,892 km <sup>2</sup> |
| 左岸ウクライナ | 5,577 km <sup>2</sup>  |
| 右岸ウクライナ | 4,575 km <sup>2</sup>  |
| 白ロシア    | 5,543 km <sup>2</sup>  |
- 28 Savich, *Sbornik pravil...*, vol. 1, pp. 84-88.
- 29 I.K. Sukhopliuev, *Pochemu prodovol’stvennoe delo bylo iz’iata iz vedeniia zemstva?* 1906, Chernigov. なお、1900年「臨時規則」に対してボリス・ヴェセロフスキーが行なった批判も同様の趣旨である。B.Veselovskii, *Istoriia zemstva*, vol. 2, 1909, pp. 331-332.
- 30 ペルミ県の例として、次を参照：Gosudarstvennyi arkhiv Permskoi oblasti (GAPO), f.65, op. 2, d. 579, l. 55.
- 31 MVD, *Svod mnenii...*, vol. 1, pp. 102-103 and 121-122; Ibid., vol. 2, pp. 42-43. この他、たとえばタンボーフ県ゼムストヴォの1893年度定例県会において、食糧事業の監督はゼムスキー・ナチャーリニクに任せ、ゼムストヴォは「一般的監督」を行なうという分業が提案された：Gosudarstvennyi arkhiv Tambovskoi oblasti (GATO), f. 143, op. 1, d. 687, l. 19.
- 32 1905年飢饉に際してのヴァトカ県の例を見よ：TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, d. 130-1905g., ll. 144-146.
- 33 たとえば、カザン県ゼムストヴォの経済審議会の多数意見は、郷ゼムストヴォが実現されるまでは新食糧規程の導入に反対するというものであった。これに対して、県ゼムストヴォ参事会議長N・A・メーリニコフを中心とする少数意見は、ゼムストヴォ改革の問題とは関係なく、ゼムストヴォは食糧事業を掌握し得るとした (*Proekt polozeniia o merakh pomoshchi naseleniiu v sluchae neurozhaia*, Kazan’, 1909, pp. 48-49)。興味深いことに、メーリニコフは、第一次世界大戦中の同県の食糧事業を指導することになる。また、モスクワ県において新食糧規程を検討するために招集された

- 協議会において、D・N・シーポフは、郷ゼムストヴォが導入されるまでは、ゼムストヴォは備蓄の監督を担い得ないとした。一方、同県のゼムストヴォ統計部主任は、郷ゼムストヴォがあろうがなかろうが、備蓄の監督はゼムストヴォの力に余るとした。同県西部のモジャイスク郡のゼムストヴォ参事会議長は、(自らのゼムスキー・ナチャーリニクとしての勤務経験にもとづいて) 備蓄の監督は県当局が行なった方が合理的であるとした。一方、同じく西部のルーザ郡のゼムストヴォ参事会議長は、(これもゼムスキー・ナチャーリニクとしての勤務経験にもとづいて) 共同体の取り決めの点検は、ゼムスキー・ナチャーリニクが行なおうとゼムストヴォが行なおうと「フィクションにすぎない」と述べた (TsGIAM SSSR, f.184, op. 2, d. 92, l. 70)。
- 34 MVD, *Istoricheskii obzor...*, vol. 2, pp. 257-258.
- 35 1891-92年飢饉時におけるハリコフ県、ポルタワ県での他村穀物備蓄の「借り受け」に対する農民の抵抗やゼムストヴォの躊躇について、次を参照せよ: *Doklad Khar'kovskoi gubernskoi zemskoi upravyy...1892 goda po narodnomu prodovol'stviuu gubernii*, pp.10 and 28; *Otchet Poltavskoi gubernskoi zemskoi upravyy ob obespechenii naseleniia prodovol'stviiem vsledstvie neurozhaia v 1892 godu*, 1894, p. 30.
- 36 MVD, *Istoricheskii obzor...*, vol. 2, p. 273.
- 37 G.P. Sazonov, *Obzor deiatel'nosti zemstv po narodnomu prodovol'stviuu 1865-1892*, vol. 1, 1893, pp. 1-191.
- 38 *Doklad Khar'kovskoi gubernskoi zemskoi upravyy...1892 goda po narodnomu prodovol'stviuu gubernii*, pp. 36-37. 同様の批判を、同県のスムィ郡ゼムストヴォ参事会が1893年に行なっている。それによれば、困窮者が現われた時点で村長が(村会を経ずに)名簿を作成すべきなのだ (Gosudarstvennyi arkhiv Khar'kovskoi oblasti (GAKhO), f.304, op. 1, d. 257, l. 7)。なお、1891年飢饉救済事業において、共同体の取り決めに待たずに調達を開始して成果をあげた例として、タンボーフ県ゼムストヴォが挙げられる。次を参照せよ: *Otchet Tambovskoi gubernskoi zemskoi upravyy gubernskomu zemskomu sobraniuu po prodovol'stvennoi operatsii 1891 goda*, vol. 1, 1892, pp. 5-8.
- 39 T.M. Kitanina, *Khlebnaia torgovlia Rossii v 1875-1914 gg: Ocherki pravitel'stvennoi politiki*, 1978.
- 40 MVD, *Svod mnenii...*, vol. 1, pp. 30-31.
- 41 Ibid., pp. 140 and 144.
- 42 N.P. Sokolov, *Golod 1891-1892 godov i obshchestvenno-politicheskaia bor'ba v Rossii. Dissertatsiia na soiskanie uchenoi stepeni kandidata istoricheskikh nauk*, 1987, p. 145.
- 43 村落穀物備蓄制度の廃止論と活用論の間の政策距離を過大評価してはならない。両者は、「何らかの形での現物備蓄を基盤として食糧政策を多角的に展開する」という共通の土俵上にあった。
- 44 V Viatskoe gubernskoe zemskoe sobranie 26 ocherednoi sessii, ekonomicheskoi komissii, "Doklad o khlebnykh lombardakh," 1892, pp. 4-10.

- 45 *Trudy mestnykh komitetov o nuzhdakh sel'skokhoziaistvennoi promyshlennosti*, vol. 10, 1903, pp. 265-266 and 442-443.
- 46 TsGIA SSSR, f.1291, op. 132, d. 2026-1914g., l. 19; *Trudy mestnykh komitetov...*, vol. 12, 1903, p. 63.
- 47 Sazonov, *Obzor deiatel'nosti...*, vol. 1, pp. 3-5.
- 48 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, d. 60-I-1904g., ll. 9-10 and 161-168.
- 49 Ibid. f.456, op. 1, d. 198, ll. 9-12.
- 50 Ibid., f.1287, op. 4, d. 2231, ll. 8-11.
- 51 Ibid., l. 28. 合衆国の歴史家リチャード・ロビンスは、1900年「臨時規則」立法過程における基本的な対抗軸は、国民資源の動員をめぐる内務省と大蔵省の「熾烈なライバル関係」であると述べたが (R.G.Robbins, "Russia's Famine Relief Law of June 12, 1900: A Reform Aborted," *Canadian-American Slavic Studies*, vol. 10, No. 1, 1976, p. 25-26)、いささか単純すぎるこの見解は、この第一の論点を指している。
- 52 TsGIA SSSR, f.1287, op. 4, d. 2232, ll. 210-219 and 233-242.
- 53 Ibid., d. 2231, ll. 29-31.
- 54 Ibid., d. 2231, ll. 17-18.
- 55 Ibid., d. 2232, ll. 229-230.
- 56 Ibid., l. 242.
- 57 Ibid., d. 2231, ll. 6 and 27-38; Savich, *Sbornik pravil...*, vol. 1, pp. 27-33.
- 58 Veselovskii, *Istoriia zemstva*, vol. 2, pp. 333-334.
- 59 *Trudy soveshchaniia predsedatelei uездnykh zemskikh uprav i sostava gubernskoi upravly s uchastiem agronomov po voprosu o reorganizatsii zemskogo agronomicheskogo instituta Permskoi gubernii, 20-23 marta 1900g. v g. Permi*, 1900, pp. 46 and 57-58.
- 60 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, dd. 28, 42, 43 and 49-1901g. ゼムストヴォのこうした要求をうけて、翌年(1902年)、大臣委員会決定によって、県食糧資本から県ゼムストヴォへの資金貸付を許可する権限が内務大臣に与えられた (Savich, *Sbornik pravil...*, vol. 3, 1903, p. 105)。
- 61 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, d. 44-1901g., ll. 4-12.
- 62 GAKhO, f.304, op. 1, dd. 257 and 258. 郡数の算定は著者による。
- 63 *Doklad Khar'kovskoi gubernskoi zemskoi upravly...1892 goda po narodnomu prodovol'stviuu gubernii*, pp. 53-57; *Doklady Khar'kovskoi gubernskoi zemskoi upravly Khar'kovskomu gubernskomu zemskomu sobraniuu 1893 goda po zemskomu otdelu*, 1893, pp. 133-135; GAKhO, f.304, op. 1, d. 235, ll. 5-6; Ibid., d. 257, ll. 30-32.
- 64 TsGIA SSSR, f.1291, op. 130, d. 106a-1902g., ll. 126-131.
- 65 Ibid., 106B-1902g., ll. 123-124.
- 66 Ibid., d. 55-1904g.
- 67 Ibid., ll. 225-228.
- 68 Ibid., ll. 202-203 and 225.

- 69 MVD, *Istoricheskii obzor...*, vol. 2, pp. 264-267.
- 70 MVD, *Svod mnenii...*, vol. 1, pp. 130-134; GATO, f.143, op. 1, d. 687, ll. 15 and 19-20.
- 71 K.Matsuzato, "Pervaia mirovaia voina i izmenenie prodovol'stvennoi sistemy Rossiiskoi imperii," *Acta Slavica laponica*, vol. 9, 1991, pp. 71-74.
- 72 51-mu ocherednomu Nizhegorodskomu gubernskomu zemskomu sobraniuu, Doklad gubernskoi zemskoi upravy ob ekonomicheskom polozhenii Nizhegorodskoi gubernii, 1915, p. 55.
- 73 GAPO, f.44, op. 4, d. 404, ll. 167-168.
- 74 GAZO, f.48, op. 1, d. 12, l. 1; Ibid., d. 13, l. 16.
- 75 *Permskaia zemskaia nedelia*, No. 52, 1916, p. 22; Gosudarstvennyi arkhiv Sverdlovskoi oblasti (GASO), f.197, op. 1, d. 119, l. 385.
- 76 軍への「寄付」を口実にした村落穀物備蓄清算の例は各地に見られる：GAPO, f.224, op. 1, d. 162, ll. 104 and 116; GASO, f.351, op. 3, d. 3, l. 113; GATO, f.26, op. 4, d. 2525, l. 1; Ibid., d. 2526, l. 2; Ibid., d. 2527, l. 5; Ibid., op. 8, d. 23, l. 15; Gosudarstvennyi arkhiv Donepropetrovskoi oblasti, f.630, op. 1, d. 6, ll. 16-17, Ibid., d. 9, l. 31; G.I. Pisarev, *Khlebnaia monopoliia i prodovol'stvennye komitety chernozemnogo tsentra Rossii v 1917 godu. Dissertatsiia na soiskanie uchenoi stepeni kandidata istorichikh nauk*, 1984, p. 121.
- 77 *Rural China — Imperial Control in the Nineteenth Century*, 1960, pp. 144-183.
- 78 『東洋史研究』第33巻第4号(1975) pp. 395-433.
- 79 『明代史研究』第11号(1983) pp. 7-23.

## Communal Grain Storage System in Russia: 1864–1917

Kimitaka MATSUZATO

We can find communal grain storage systems in many pre-capitalist states: the *i-ts'ang* and *she-ts'ang* of Ming and Ching China, respectively, the *gisō-mai* of Tokugawa Japan, and others. In comparison with these systems, communal grain storage in post-reform Russia is characterized by the fact that the Russian gentry did neither contribute to support the system, nor check its operation. Moreover, there was no ideology in post-reform Russia, such as Confucianism in China and Japan, upon which the system could be based. In this sense, communal grain storage in pre-reform Russia was more fortunate in being under the direct control of serf owners and state officials; moreover, the patriarchal culture in rural areas was still unshaken.

Even if this were true, however, how could this communal grain storage system survive until 1917? To begin with, some criticism of the popular image of the system is necessary. In the course of general struggle with various phenomena which seemed to derive from communal egalitarianism, the Stolypinists did not overlook the communal grain storage system: they propagandized that the system was aimed toward “consumptional relief” of the peasantry and distracted peasants’ attention from agricultural productivity itself. Furthermore, — according to the Stolypinists — the system was lending grain “per capita (*pogolovno*)” irrespective of the actual hardships each family was suffering, and thus was contributing to the development of social parasitism among the peasantry.

As a matter of fact, however, a large number of communes used the system to obtain annual seed stocks and food supplies during seasonal grain shortages (mainly in spring), rather than as famine relief. In other words, the system contributed to the productive cause to some extent. In addition, peasants regarded the grain deposited in the storehouses to remain their private property; therefore, they demanded their “deposits” in times of grain lending, irrespective of their hardships. “Per capita” lending originated not from communal egalitarianism but from the sense of property possession of peasants. Consequently, the Stolypin government’s attempt to reorganize the grain storage system on the principle of “compulsory insurance” was not a *struggle* against the peasants’ sense of justice but rather its *incorporation* into national law.

One cornerstone of governmental and zemstvo agricultural policy after the famine of 1891 was its inseparability from grain trade policy. Officials and zemstvo leaders realized that the existing system of grain collection was pushing the peasantry into poverty: peasants were forced to hastily sell grain each autumn in order to pay taxes and buy raw materials for cottage industries during the winter. Taking advan-

tage of the peasants' helpless condition, rural grain dealers drove hard bargains to obtain grain unfairly cheap. They then mixed chaff with the grain, with the result that Russian grain was discredited in the international market. Each spring, on the other hand, peasants had no choice but to buy back grain at much higher prices.

In order to relieve the peasants from such a situation and to normalize (*uporiadochit'*) Russian grain trade, the government and zemstvos intended to create public demands for grain in autumn by collecting taxes in kind, purchasing grain for the army directly from farmers and landowners, and organizing a system of state grain storage. It was also proposed that grain should be released in spring from storage to alleviate seasonal shortages among the peasantry. In this trend toward the de-monetarization of public finances from the 1890s up to 1905, the government and zemstvo leaders tried to use the communal grain stocks creatively, paying attention to the peasant tradition of using it for productive purposes. As mentioned above, the Stolypinist attempt at reform of the communal grain storage system was aimed at incorporating peasant practices into national law. The same thing can be said of the debate among the ministries during the 1890s about the possibilities of a modernist usage of the stocks.

The principal issue in this debate was the spatial mobility of the stored grain. According the Food Statutes of 1834, every grain stock was fixed to its commune, with the result that a vast grain reserve was necessary to cope with all the famines in various regions of the empire. If communal stocks could have been transferred for famine relief to other communes or procured for the army, the necessary quantity of stocks should have been much smaller.

The attempts at modernist utilization of the communal grain storage system were prevented by its fundamental natures. It was inexpensively organized famine relief because it was based on the peasants' communal morals. For the same reasons, however, the geographic mobility of the stocks was restricted. Such national objectives as grain procurement for the army were too "cosmopolitan" for peasants who were to contribute grain to the communal storehouses. The system was inexpensive because it was based on *corvée* labor or levy in kind but not on commercial procurement. The same cause resulted in debasement of the quality of the grain contributed, which made its modernist utilization impossible.

Another subject discussed in this article was the optimum division of labor between zemstvos and the local state bureaucracy (*administratsiia*). After their introduction in 1864, zemstvos were obliged to supervise the communes' management of grain stocks, but this burdensome responsibility disgusted zemstvo leaders and workers. This author's hypothesis is that zemstvos were suitable for such duties as demanded "avant-garde" organizational policy — leading peasants "from above," organizing progressive peasants into cooperatives or using them as statistical or agronomic assistants. In contrast, the *administratsiia* preferred to "scoop up" the

peasantry *en masse* by means of communes. Moreover, zemstvos preferred commercial methods of mobilizing national resources, while the *administratsiia* was adept at levy in kind or *coevée* labor for the same purpose. In this sense, the supervision of communes' grain management was typically a duty suitable to the *administratsiia*. Even up to the famine of 1891, zemstvos economized and functionalized the method of famine relief to a great extent (by monetarizing “food capital” and by giving priority to food purchases and sales in times of famine), making little of the Food Statutes of 1834.

Therefore, it can be regarded as a rational decision that the supervision of communes' grain management was transferred from zemstvos to the *administratsiia* in 1901. This opinion is supported by the fact that the majority of zemstvos did not resist the “deprivation” of their competence, demanding only that a certain portion of provincial “food capitals” was left in the provincial zemstvos' hands for the purpose of agricultural assistance, i.e. one of the typical duties suitable to zemstvos.

After the reform of 1901, the conditions of grain storage improved but, on the other hand, communal grain stocks were separated from zemstvo agricultural policy, turning into idle hoards.

The readers can find the Russian version of this article in the *Otechestvennaia istoriia* (No.3, 1995).